

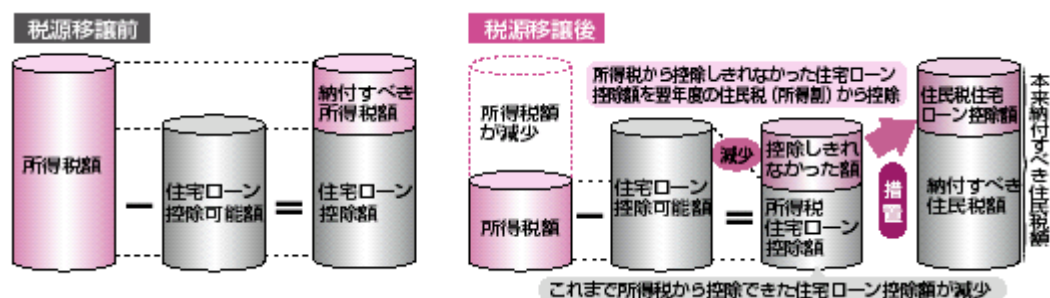
住民税に住宅ローン控除が創設されました！

所得税から住宅ローン控除額を引ききれなかった方



申告により控除しきれなかった分は住民税(所得割)から控除できます

税源移譲により、所得税が減額となり、控除できる住宅ローン控除額が減る場合があります。
そこで、所得税で控除しきれない住宅ローン控除額を、翌年度の住民税(所得割)から控除する措置が設けられました。



【対象者】

平成 11 年から 18 年までに入居し、平成 19 年分以降の所得税において住宅ローン控除の適用がある方で次の①または②に該当する方

① 給与所得のみの方

源泉徴収票の摘要欄に記載された「住宅借入金等特別控除可能額」の金額が源泉徴収票の「住宅借入金等特別控除額」より大きい場合

② 確定申告をされる方

所得税額を計算し、住宅借入金等特別控除額が所得税から引ききれなかった場合

※ 平成 19 年以降に入居した方は、「住民税の住宅ローン控除」の適用はありません。

【申告方法】

平成 19 年分以降の所得税で控除しきれない額がある場合は、**申告期限までに**、「市民税県民税住宅借入金等特別税額控除申告書」を提出してください。

※ この措置は、平成 20 年度から 28 年度の住民税に適用され、**毎年申告が必要**となります。

住民税の住宅ローン控除の適用を受ける方	住宅借入金等特別税額控除申告書の提出方法
所得税の確定申告をされない方	源泉徴収票を添付して市役所・支所へ提出
所得税の確定申告をされる方	所得税の確定申告書とともに税務署へ提出

【住宅ローン控除㊤ & ㊦】

Q 住民税の住宅ローン控除額の金額はどう決まるのですか？

A 次の①、②のいずれか少ない金額から、税源移譲後の税率を用いて算出した所得税額を差し引いた金額が、翌年度分の住民税からの控除額となります。

- ① 所得税の住宅ローン控除可能額
- ② 税源移譲前の税率を用いて算出した所得税額

Q どういう場合に、住民税の住宅ローン控除の対象となりますか？

A 給与所得者については、源泉徴収票で確認することができます。

平成 年分 給与所得の源泉徴収票																																							
支払		※区分												(受給者番号)																									
を		住												氏名																									
受		所												(フリガナ)																									
ける		者												(役職名)																									
種別				支払金額				給与所得控除後の金額				所得控除の額の合計額				源泉徴収税額																							
				円				円				円				円																							
控除対象配偶者		配偶者特別		扶養親族の数 (配偶者を除く)				障害者の数 (本人を除く)				社会保険料				生命保険料				地震保険料				住宅借入金等															
の有無等		控除の額		特定				老人				その他				特別				その他				等の金額				の控除額				の控除額				特別控除額			
有		無		円		人		人		人		人		人		人		人		円		円		円		円		円		円									
(摘要)		住宅借入金等特別控除可能額		円				国民年金保険料等の金額				円				配偶者の合計所得																							
																				個人年金保険料の金額																			
																								旧長期損害保険料の金額															
未成年者		乙欄		本人が障害者				寡婦				寡				勤労学生				死亡退職				災害者				外国人				中途就・退職				受給者生年月日			
				特別				一般				特別				夫				退職				退職				就職				就職				年 月 日			
				その他																																			
支払者		住所(居所)又は所在地																		明 大 昭 平 年 月 日																			
		氏名又は名称																																					

摘要欄の「住宅借入金特別控除可能額」が「住宅借入金等特別控除額」より大きく、居住開始が平成11年から18年の場合に控除の対象となります

(電話)

※ 申告用紙には「給与収入のみを有しており確定申告を提出しない納税義務者用」と「確定申告書を提出する納税義務者用」の2種類あります。

また、年末調整時に勤務先へ提出する住宅借入金等特別控除申告書及び確定申告書に添付する住宅借入金等特別控除額の計算明細書のみでは住民税の住宅ローン控除の適用となりませんので、ご注意ください。